

〇〇〇〇ソフトウェア等利用許諾同意書【ひな形】

お客様〇〇〇〇（以下「甲」という）は株式会社ユリ電気商会（以下「乙」という）が提供する〇〇〇〇（以下「本製品」という）のソフトウェアパッケージ（以下「本ソフトウェア」という）および取扱説明書、技術資料等のドキュメント類（Web等で公開されているものを除く。以下「本ドキュメント」という）の利用に関して、以下の条項に同意するものとする。

第1条（契約の成立）

甲は、この同意書（以下「本契約」といいます）の定める条件に従って本製品、本ソフトウェアおよび本ドキュメントを利用するものとし、甲が本契約の紙面への署名押印もしくは電子署名を行うことにより甲乙間に本契約が成立する。

第2条（利用許諾の内容）

- 乙は、甲に対し、乙が権限を有し、かつ本契約に定める範囲内で、本契約有効期間中、本ソフトウェアに関し、以下の非独占、再許諾不能、譲渡不能の権利を無償で許諾する。
 - 甲による本製品の利用に関連して本ソフトウェアを使用し、複製する権利（本製品を組み込んで甲の製品に使用することを含む）
 - 甲による本製品の利用に関連して甲の顧客および甲の代理店等に頒布する権利
 - 前2号の権利を行使するために合理的に必要な限度で、本ドキュメントを複製、配布する権利
- 甲は、前項の権利の行使にかかる業務を第三者（以下「委託先」という）に委託する場合は、甲は、本契約にて定められた甲の義務と同等の義務を委託先に対して課し、遵守させ、委託先の義務違反に関しては甲が一切の責任を負うことを条件として、当該委託先に対し本プログラムを使用させることができる。

第3条（利用許諾にかかる甲の義務）

- 甲は本ソフトウェアに対し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルその他解析行為を行ってはならない。
- 甲は前条に基づき本ソフトウェアを複製する場合、本ソフトウェアと同一の著作権その他の知的財産権に係る表示を当該複製物に付すものとし、当該表示を消去、書換え、追記または改ざんしてはならない。
- 甲は本ソフトウェアの利用に関し、追加条項において特別な定めがある場合には、本契約の他の条項に加えて、これを遵守しなければならない。本契約と追加条項において定めが異なる場合は追加条項を優先するものとする。
- 甲はオープンソースソフトウェア（以下「OSS」という）を使用する場合、当該OSSの利用条件に従うものとし、かつ乙が当該OSSに関していかなる義務または責任を有しないことに

同意する。甲は OSS を使用する場合であっても、本契約に定める甲の義務が有効に存続することを理解し OSS の利用条件の拘束を受けて本ソフトウェアが第三者への開示、再実施許諾等の対象とならないよう、必要な措置をとらなければならない。

5. 甲はベンチマークテストの結果および他のソフトウェア等と本ソフトウェアの比較結果を公表してはならない。
6. 甲は第三者のためにデータその他情報を加工もしくはサービスを提供する目的で、またはかかるサービス等に関連して本ソフトウェアもしくは本ドキュメントの使用を許可してはならない。
7. 甲は本ソフトウェアを提供する場合、本ソフトウェアを改変、翻案、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルさせないよう、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 条（権利の帰属等）

1. 本契約は、本ソフトウェアに関する著作権その他知的財産権を含む一切の権利、権限及び利益を乙またはそのライセンス保持者から甲に移転するものではない。
2. 甲が乙に対し、本ソフトウェアの不具合または品質向上に関する指摘、助言等の情報提供を行う場合、甲は乙に対し当該情報を乙が無償で自由に利用すること（当該情報に基づく本ソフトウェアの改変、使用および第三者への再許諾権付与を含む）を承諾するものとする。

第 5 条（非保証・免責）

1. 乙は本ソフトウェアを現状有姿のまま提供するものとし、本ソフトウェアの内容について、不適合性への修正や対応は行っていくものの、その完全性、正確性および有効性等について一切の保証をするものではない。
2. 甲は、甲による本ソフトウェアの使用、またはそれに関連して生じた一切の請求・要請・訴訟・損失・賠償責任、費用について乙を免責し、防御し、かつ損害を与えないものとする。

第 6 条（不適合性への対応）

1. 乙は本製品の供給サポート期間中に限り、以下の全ての条件を満たすことを条件として、本ソフトウェアが本ドキュメント等の仕様書に適合しない場合（以下「不適合性」という）には、乙の裁量により、本ソフトウェアの修正または本ソフトウェアに代わる交換ソフトウェアの提供を行うものとする。なお、本項は甲にのみ適用され、甲の再配布先等、甲以外のユーザーへの適用を保証するものではない。
 - (1) 甲が 不適合性についての申立てを当該不適合性発見後直ちに行うこと（ただしサポート期間終了の 1 か月前までに行うものとする）。
 - (2) 自ら申し立てた不適合性の存在と原因を乙が認定できるよう、乙に対し十分な情報を提供すること。
 - (3) 甲により 申し立てられた不適合性が、対象ソフトウェアの不正使用、濫用、破壊的為、

放置、不適切な操作もしくはインストール、不正な変更もしくは改変、乙の管理の範囲にない原因による事故もしくは破損、または乙がその権限において提供したものでない設備によるものであること、その他のデバイスに起因するものではないことを乙が認定すること。

2. 第2条第1項に限定されることなく、甲が本ソフトウェアに対し何らかの変更を行った場合には、前項の規定は適用しない。
3. 乙は特定技術および本ソフトウェアについて、商品性、特定目的との合致および機能性その他の品質に関する保証、その使用結果についての保証ならびに特定技術および第三者の所有する知的財産権その他の権利の非侵害保証を含め、明示たると黙示たるとを問わず、甲に対し、いかなる保証を行うものではない。
4. 乙は甲による特定技術、および本ソフトウェアの利用に起因して生じ得る一切の損害について、いかなる場合も損害賠償等の責任を負わない。

第7条（秘密保持）

1. 甲は、本契約に関連して乙より開示を受けた情報（以下「秘密情報」という）については、厳重かつ適正に管理を行うものとし、乙の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 乙の事前の書面による承諾を得た情報。
 - (2) 受領した際、既に甲が自ら所有していた情報。
 - (3) 第三者から守秘義務を課せられることなく甲が正当に入手した情報。
 - (4) 受領した際、既に公知であった情報。
 - (5) 甲の責によらないで公知になった情報。
 - (6) 受領した秘密情報によることなく甲自ら独自に開発した情報。
2. 本ソフトウェア本ドキュメントは、乙の秘密情報として取り扱われるものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、甲は、法令上または政府機関もしくは裁判所から秘密報の開示を要求され、これを拒む合理的理由がない場合、当該開示を行うことができる。ただし、甲は、かかる開示要求を受けた場合、直ちに乙に通知し、開示される情報を必要最小限の範囲に留めるよう合理的な努力を払わなければならない。
4. 第1項の規定にかかわらず、甲は、甲の子会社（甲がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいい、以下同じ）に対し、本契約の履行のために合理的に必要な範囲内で、相手方から開示を受けた秘密情報を開示することができる。また、甲は、第2条第2項に基づく委託先に対し当該委託業務の履行のために合理的に必要な範囲内で、乙から開示を受けた秘密情報を開示することができる。この場合、甲は、当該甲の子会社および当該委託先に対して、それぞれ本条に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課し、これを遵守させ、当該義務の履行につき一切の責任を負うものとする。

第8条（輸出関連法令の遵守）

1. 甲は、本契約に基づき 乙から開示または提供された秘密情報、製品、プログラムプロダクト、本ソフトウェア、関連技術その他一切の情報およびその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管もしくは使用等の目的、軍事事用途の目的またはその他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないこととする。
2. 甲は、本契約に基づき 乙から開示または提供された秘密情報、製品、本ソフトウェア、関連技術その他一切の情報およびその複製物を輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾等する際は、「外国為替及び外国貿易法」 およびその関連法規ならびに適用となる輸出管理に関する法令および規則に定められた必要な手続をとるものとする。

第9条（記録保管および監査）

1. 甲は、本契約に関連する帳簿、記録および報告書を保管し、本契約上の義務の履行の確認とするための管理を行わなければならない。
2. 乙は、乙自らまたは乙が指定する第三者を通じて、本契約上の義務の履行の確認のため、甲の事務所を監査することができるものとする。当該監査に係る費用は乙の負担とする。ただし、当該監査の結果、甲に第3条に規定する義務の違反その他の重大な本契約の違反が判明した場合、甲は当該監査に係る全て費用を負担するものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方が以下のいずれかに該当した場合には、相手方に何等の催告を要することなく、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である場合。又は反社会的勢力であった場合。
 - (2) 代表者、責任者又は実質的に経営権を有する出資者、株主（以下「代表者等」という）が反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力であった場合。
 - (3) 自ら又は代表者等が反社会的勢力と直接間接を問わず資本上又は取引上の関係を有する場合。又は反社会的勢力と交際がある場合。
 - (4) 自ら又は代表者等が反社会的勢力への資金提供を行った場合、暴力的又は脅迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者と関わり、繋がりがある場合。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して相手方に対して自らが反社会的勢力である旨を伝えた場合。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して詐術・暴力的行為・脅迫的言辞を用いた場合。
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉、信用等を毀損し、又は毀損するおそれのあ

る行為を行った場合。

(8) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為を行った場合。

(9) 自らの役員又は従業員が前各項のいずれかに該当する場合。

2. 甲又は乙は、本条第 1 項に基づき本契約又は個別契約の全部もしくは一部を解除した場合、相手方に損害が生じてもこれを一切賠償しないものとする。

第 11 条 (契約の解除)

1. 乙は、甲に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、何らの催告を必要とすることなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 本契約上の義務の重大な違反（第 2 条および第 3 条に定める義務を含むが、これに限らない）があったとき、本製品または本ソフトウェアに対する乙の権利を侵害したとき。

(2) 支払いの停止（手形または小切手の不渡りを含む）があったとき。

(3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行手続開始、担保権実行手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、または清算手続に入ったとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(6) 監督官庁から営業の取り消しまたは停止の処分を受けたとき。

(7) 合併、会社分割等により契約上の地位に変更があったとき。ただし、書面による事前の承諾がある場合にはこの限りではない。

(8) 本契約に基づく義務に違反し、当該義務違反が相当期間を定めて催促した後も是正されない場合。

第 12 条 (契約の有効期間)

本契約は、利用承諾日に効力を生じ、その後 1 年間有効とする。ただし、期間満了 3 か月前までに甲乙いずれからも本契約の終了に関する意思表示がないときは更に 1 年間これを延長するものとし、その後の期間満了も同様とする。

第 13 条 (契約終了後の取り扱い)

1. 解除、期間満了その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合、本契約に基づき甲に付与された権利は効力を失うものとする。

2. 解除、期間満了その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合、甲は、当該終了の日から 1 か月以内に、次に定める措置を取るものとする。

(1) 本製品、本ソフトウェア、本契約によって乙から提供を受けたプログラムプロダクトに

関する技術情報、秘密情報およびそれらの複製物を完全に破棄、破碎し、以後一切の使用および第三者への提供をしないものとする。

3. いかなる理由による本契約終了後も、本条ならびに本契約第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条および第14条ないし第20条は効力を有するものとする。

第14条（譲渡の禁止）

1. 甲は、乙の書面による事前の承諾なく、本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に対し、有償無償に関わらず譲渡し、貸与し、引き受けさせ、または担保に供することはできない。甲の株式その他の資産の全部もしくは実質的に全部の売却、または甲に関する支配の変更は、本条上、譲渡とみなされる。

第15条（適用除外）

「国際物品売買契約に関する国連条約」の規定は本契約に適用されないものとする。

第16条（救済）

本契約上の権利および救済はこれに限定されるものではなく、法令上認められ、または本契約の締結後に認められるその他の権利および救済を含むものとする。

第17条（分離条項）

本契約の規定の一が無効または適用されないと判断された場合であっても、本契約のその他の規定は引き続き効力を有するものとし、無効または適用されないと判断された規定はその有効性を確保するために必要最小限の範囲で修正されたものとみなされる。

第18条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とする。本契約に起因または関連する全ての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（合衆国政府の権利）

甲が合衆国政府の機関もしくは部局である場合またはそれらに代わり本契約を締結している場合であっても、プログラムプロダクトおよび本ソフトウェアは「商業的コンピュータソフトウェア」および「商業的コンピュータソフトウェア書類」であり、連邦政府調達規則（FAR）12.212または国防総省調達規則（DFARS）227.7202に従い、その承継人（これに該当する場合）、プログ

ラムプロダクトおよび本ソフトウェアの使用、複製および開示は本契約によって規律されるものとする。

第 20 条（協議）

甲および乙は、本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈について生じた疑義については、誠意をもって協議し、解決するものとする。

【補足事項】

本契約は「甲：株式会社ユリ電気商会」が同意・発行し、お客様に同意いただくものとなります。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

上記利用許諾に同意いたします。

乙：〇〇〇〇株式会社

【住所】

【合意責任者】 印